

平成29年第2回東洋町議会定例会会議録

(第 2 号)

平成29年6月19日(月)

東洋町議会

余 白

## 平成29年第2回東洋町議会定例会会議録

招集場所 東洋町役場 議会議場  
開 会 平成29年6月19日(月) 午前9時00分宣告  
出席議員 (8名)

議長	今宮 裕明 君	副議長8番	西岡 尚宏 君
1番	福島 登 君	2番	平山 照生 君
3番	高畠 俊彦 君	4番	小松 熙 君
5番	武山 裕一 君	6番	小野 正路 君

欠席議員 (1名) 7番 田島毅三夫 君(地方自治法第135条の規定による、出席停止)

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため、会議に出席した者の職、氏名

町長	松延 宏幸 君
副町長	光本 速雄 君
会計管理者	生松 克祐 君
教育長	川田真由美 君
総務課長	大坪 靖幸 君
税務課長	安岡 良仁 君
住民課長	蛭子 浩久 君
産業建設課長	伊吹真貴博 君
教育次長	北川 晃彦 君
地域包括支援 センター事務局長	田岡いずみ 君
税務課長補佐	小池 昭平 君
住民課長補佐	築地 仲音 君
産業建設課長補佐	手島 憲作 君

本会議に職務のため、出席した者の職、氏名

議会事務局長	長崎 正仁
事務局職員	吉村 容子

議事日程 別紙のとおり

議事のでんまつ 別紙のとおり

会議録署名議員 4番 小松 熙 君 5番 武山 裕一 君

平成29年第2回東洋町議会定例会議事日程

(第 2 号)

平成29年6月19日(月) 午前9時00分開議

- |              |        |   |
|--------------|--------|---|
| [ 日 程 第 1 ]  | 承認第1号  | 専決処分事項「東洋町税条例等の一部を改正する条例」の承認を求めることについて                |
| [ 日 程 第 2 ]  | 承認第2号  | 専決処分事項「東洋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」の承認を求めることについて           |
| [ 日 程 第 3 ]  | 承認第3号  | 専決処分事項「平成28年度東洋町一般会計補正予算(専決第2号)」の承認を求めることについて         |
| [ 日 程 第 4 ]  | 承認第4号  | 専決処分事項「平成28年度東洋町国民健康保険事業特別会計補正予算(専決第1号)」の承認を求めることについて |
| [ 日 程 第 5 ]  | 承認第5号  | 専決処分事項「平成28年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算(専決第1号)」の承認を求めることについて   |
| [ 日 程 第 6 ]  | 承認第6号  | 専決処分事項「平成28年度東洋町下水道事業特別会計補正予算(専決第1号)」の承認を求めることについて    |
| [ 日 程 第 7 ]  | 議案第19号 | 平成29年度東洋町一般会計補正予算(第1号)を定めることについて                      |
| [ 日 程 第 8 ]  | 議案第20号 | 平成29年度東洋町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)を定めることについて           |
| [ 日 程 第 9 ]  | 議案第21号 | 平成29年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)を定めることについて                |
| [ 日 程 第 10 ] | 議案第22号 | 平成29年度東洋町下水道事業特別会計補正予算(第1号)を定めることについて                 |
| [ 日 程 第 11 ] | 議案第23号 | 平成29年度東洋町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)を定めることについて                |
| [ 日 程 第 12 ] | 議案第24号 | 室戸市消防署東洋出張所消防自動車購入契約の締結について                           |

- [ 日 程 第 1 3 ] 発議第 1 1 号 東洋町議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例について
- [ 日 程 第 1 4 ] 議員派遣について
- [ 日 程 第 1 5 ] 閉会中の継続審査・調査の申出について
- (1) 総務教育民生常任委員会
- (2) 産業建設常任委員会
- (3) 議会運営委員会
- [ 日 程 第 1 6 ] 一般質問
- 【追加日程第 1】 発議第 1 2 号 日本政府が核兵器禁止条約の交渉に参加し、条約実現に真剣に努力するよう求める意見書
- 【追加日程第 2】 発議第 1 3 号 ビキニ核被災事件について、日本政府は保管していた資料に基づき、全国の元乗組員の実態調査を行い、必要な救済措置を講ずることを求める意見書
- 【追加日程第 3】 発議第 1 4 号 協同労働の協同組合法（仮称）の速やかな制定に関する意見書

平成29年第2回東洋町議会定例会 平成29年6月19日 月曜日  
議事のでんまつ

<p>議長</p>	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>おはようございます。</p> <p>ただいまの出席議員は7名であります。</p> <p>直ちに、平成29年第2回東洋町議会定例会を開きます。</p> <p>(再開時間：午前9時00分)</p> <p>本日の議事日程は、お手元に配布したとおり、専決処分事項条例2件、専決処分事項補正予算4件、補正予算5件、契約1件、発議1件、議員派遣1件、閉会中の継続審査、調査の申出1件の計15件、それと一般質問であります。</p> <p>日程に入るに先立ちまして、諸般の報告を行います。</p> <p>7番、田島毅三夫君は、地方自治法第135条の規定による、出席停止の懲罰を科されていますので、本日の会議には出席できません。</p> <p>以上をもって、諸般の報告を終わります。</p> <p>(自席より、はいと発言あり。)</p> <p>3番、高畠俊彦君、何でしょうか。</p>
<p>3番議員</p>	<p>(高畠 俊彦議員)</p> <p>先ほどの、議長からの報告でありましたが、田島議員は欠席ということは、懲罰は認めて受け入れたということでよいのでしょうか。</p>
<p>議長</p>	<p>(今宮 裕明議長)</p>



1 番議員	<p>(福島 登議員)</p> <p>みなさん、おはようございます。</p> <p>それでは、私の方から質疑いたします。</p> <p>質問、質疑の用紙がちょっと、1 問目と 2 問目が上下逆さまになっておりましたので、お詫び申し上げます。</p> <p>承認第 1 号、専決処分事項、東洋町税条例等の一部を改正する条例の承認を求めることについて、住民生活に直結すると思われる軽自動車税のグリーン化特例の適用期間を 2 年間延長することについて、詳細な説明を求めます。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>安岡税務課長。</p>
税務課長	<p>(安岡 良仁税務課長)</p> <p>おはようございます。</p> <p>それでは、福島議員のご質問にお答えをいたします。</p> <p>この、軽自動車税のグリーン化特例の適用期限を 2 年延長することにつきましては、ご承知のとおり、国は地球温暖化問題や自動車からの排出ガスによる大気汚染問題などの環境対策に対応するため、平成 29 年度税制改正の車体課税の見直しにおいて、さらに要件を見直したうえで 2 年延長することになっております。</p> <p>このグリーン化特例につきましては、ざっくり言えば、環境に配慮した車は税金が安くなるというのがグリーン化特例の制度でございます。減税される率は、燃費の良さや排出ガス規制をどの程度クリアされているかによって違ってきます。</p>



また、このグリーン化特例は新車の新規登録の翌年度に25パーセントから75パーセント軽自動車税が軽減され、税金が安くなる制度でございます。

逆に、新規登録から一定期間、13年を経過いたしますと20パーセント加算され、税金が高くなる場合もございます。

このグリーン化特例は、毎年収める軽自動車税が対象となり、よくお聞きになると思いますエコカー減税は、車の車検の時に収める自動車重量税が対象となっております。

電気自動車、また燃料電池自動車、天然ガス自動車は75パーセント、ガソリン車は排出ガス性能や燃費性能によって25パーセント、50パーセントの軽減率となっております。

一例を挙げますと、軽四の乗用、自家用を新車登録すると、現在、1万800円税金がかかります。この軽自動車税に、軽減率を例えば75パーセント減税すると、2700円、逆に13年経過しますと、20パーセント加算をされまして、1万2900円という高い税金となっております。

以上でございます。

(今宮 裕明議長)

他に、質疑はありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

質疑なしと認めます

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論は、議題となっている問題に対する自己の賛否の意見表明であり、自己の意見を他の議員に賛同させることでもあります。反対者の討論はありませんか。

議長

(自席より、なしと発言あり。)

他に討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、承認第1号、専決処分事項、東洋町税条例等の一部を改正する条例の承認を求めることについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第2、承認第2号、専決処分事項、東洋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の承認を求めることについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

反対者の討論はありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、承認第2号、専決処分事項、東洋町国民健康保険

税条例の一部を改正する条例の承認を求めることについての件  
を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求め  
ます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第3、承認第3号、専決処分事項、平成28年度東洋町  
一般会計補正予算専決第2号の承認を求めることについての件  
を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

反対者の討論はありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

他に討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、承認第3号、専決処分事項、平成28年度東洋町  
一般会計補正予算専決第2号の承認を求めることについての件  
を挙手により採決します。

原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第4、承認第4号、専決処分事項、平成28年度東洋町国民健康保険事業特別会計補正予算専決第1号の承認を求めることについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

反対者の討論はありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

賛成者の討論はありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

他に討論はありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、承認第4号、専決処分事項、平成28年度東洋町国民健康保険事業特別会計補正予算専決第1号の承認を求めることについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第5、承認第5号、専決処分事項、平成28年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算専決第1号の承認を求めることについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

反対者の討論はありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

賛成者の討論はありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

他に討論はありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、承認第5号、専決処分事項、平成28年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算専決第1号の承認を求めることについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第 6、承認第 6 号、専決処分事項、平成 28 年度東洋町  
下水道事業特別会計補正予算、専決第 1 号の承認を求めること  
についての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

反対者の討論はありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

賛成者の討論はありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

他に討論はありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、承認第 6 号、専決処分事項、平成 28 年度東洋町  
下水道事業特別会計補正予算専決第 1 号の承認を求めること  
についての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求め  
ます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第 7、議案第 19 号、平成 29 年度東洋町一般会計補正

1 番議員	<p>予算第 1 号を定めることについての件を議題とします。</p> <p>これより、質疑を行います。</p> <p>質疑の通告が 1 件ありましたので、これを許します。</p> <p>1 番、福島登君。</p> <p>(福島 登議員)</p> <p>私からは、議案第 19 号、平成 29 年度東洋町一般会計補正予算第 1 号を定めることについて、次の点を聞きたいと思えます。</p> <p>質問 1 の別役地区デジタル放送共同受信システム受信点改修工事については、事前に受信不良の改修ということをお聞きしましたので、2 問目から始めたいと思えます。</p> <p>2 問目の、DMV 促進イベントに係る補助金 52 万 1 千円について、本体事業費とイベントの内容について詳細な説明を求めます。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>大坪総務課長。</p>
総務課長	<p>(大坪 靖幸総務課長)</p> <p>おはようございます。</p> <p>福島議員の質疑にお答えします。</p> <p>阿佐東線連絡協議会が実施します DMV のイベントに係る総事業費は、521 万円です。本町はそのうち 10 パーセントの 52 万 1 千円を補助するものでございます。</p> <p>事業費の主なものとしまして、DMV 車両を JR 北海道から</p>

	<p>お借りいたしますので、その車両の運搬費や整備費に300万円、バスモードの運転経費、これは保管場所からイベント会場までの運転委託ということで、バス会社の方に委託する経費が100万円などがございます。</p> <p>イベントにおけますDMV車両の活用方法でございますが、今回は各自治体などが行います既存のイベントの中で活用や展示をすることになっておりまして、本町では、ふれあい高新、7月の26日から30日にありますが、このイベントに合わせて白浜の駐車場で展示を行う予定としております。その他、サーフィン大会でも会場付近での展示を予定しております。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>1番、福島登君。</p> <p>(自席より、再問ですと発言あり。)</p>
1番議員	<p>(福島 登議員)</p> <p>少し、再問したいと思います。</p> <p>イベント内容ということで、先ほどお聞きしました。白浜駐車場に、ふれあい高新の時に置くということをお聞きしました。その際には、言うたら乗ったりとか、そういうことはできないんですか。展示するだけなんですか。そのあたりをもう少しお聞かせ願えたらなと思います。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>大坪総務課長。</p>



総務課長

(大坪 靖幸総務課長)

福島議員にお答えいたします。

イベントの中でDMV車両の展示とですね、それから、中の方は入っていただいて自由に見ていただくことは可能となっております。

議長

(今宮 裕明議長)

よろしいですか。

(自席より、はい、以上ですと発言あり。)

他に、質疑はありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

反対者の討論はありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

賛成者の討論はありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

他に討論はありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第19号、平成29年度東洋町一般会計補正予算第1号を定めることについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第20号、平成29年度東洋町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算第1号を定めることについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

反対者の討論はありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

賛成者の討論はありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

他に討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第20号、平成29年度東洋町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算第1号を定めることについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第21号、平成29年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算第1号を定めることについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

反対者の討論はありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

賛成者の討論はありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

他に討論はありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第21号、平成29年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算第1号を定めることについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第22号、平成29年度東洋町下水道事業特別会計補正予算第1号を定めることについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

反対者の討論はありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

賛成者の討論はありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

他に討論はありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第22号、平成29年度東洋町下水道事業特別会計補正予算第1号を定めることについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第23号、平成29年度東洋町簡易水道事業特別会計補正予算第1号を定めることについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を終わります。

反対者の討論はありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

賛成者の討論はありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

他に討論はありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第23号、平成29年度東洋町簡易水道事業特別会計補正予算第1号を定めることについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第24号、室戸市消防署東洋出張所消防自動車購入契約の締結についての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

反対者の討論はありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

賛成者の討論はありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

他に討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第24号、室戸市消防署東洋出張所消防自動車購入契約の締結についての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、常任委員会を開催しますので、休憩に入ります。

再開は、10時10分をお願いします。

(休憩時間：午前9時25分)

<p>8 番議員</p>	<p>常任委員会開催</p> <p>お知らせをします。先ほど再開は10時10分と申し上げましたが、書類の作成上、もう10分開会時間を延長させていただきますので、どうかよろしくおねがいします。10時20分です。</p> <p>休憩前に引き続き、会議を開きます。</p> <p>(再開時間：午前10時20分)</p> <p>日程第13、発議第11号、東洋町議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例についての件を議題とします。</p> <p>提出者の説明を求めます。</p> <p>8番、西岡尚宏君。</p> <p>(西岡 尚宏議員)</p> <p>発議第11号、東洋町議会議員政治倫理条例の一部を改正することについて、本議案を別案のとおり議会会議規則第14条の規定により、議会に提出する。本日提出であります。提出者は私、西岡尚宏、賛成者は武山裕一、福島登、高嶋俊彦、小野正路、小松熙、平山照生の各議員であります。</p> <p>提出理由を説明いたします。</p> <p>本条例は、政治倫理基準に反する疑いがあった場合、議長に対して審査請求がされ、議長と審査対象議員を除く全員で政治倫理審査会を組織することとなっておりますが、その中に審査請求議員が審査に加わることは公平、公正な審議会としては不適切との結論に至りましたので、今回その一部を改正するもの</p>
--------------	--

議長	<p>であります。</p> <p>お手元の資料をご参照ください。</p> <p>第6条、政治倫理審査会は、組織の条文は現在、審査会は議長及び審査対象議員を除く全議員で組織するとしておりますが、これを、審査会は、議員による審査請求の代表者、審査対象の議員及び議長を除く議員で組織する、に改めるものであります。</p> <p>次に、第13条の見出しについて改正するものであります。お手元の資料をご参照下さい。</p> <p>第13条の見出しでは、政治倫理審査の結果の通知および公表となっておりますが、公表の部分は条文に存在しませんので、見出しのうち及び公表を削除するものであります。なお、この条例は公布の日から効力を生ずるものとしております。ご審議のほど、よろしく願います。</p> <p>以上で終わります。</p> <p>(今宮 裕明議長)</p> <p>提出者の説明が終わりましたので、ここでお諮りします。</p> <p>本件については、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、これにご異議ありませんか。</p> <p>(自席より、なしと発言あり。)</p> <p>異議なしと認めます。よって、さよう決しました。</p> <p>これより、発議第11号、東洋町議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例についての件を挙手により採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。</p>
----	--



挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時、休憩します。

(休憩時間：午前10時28分)

資料配付

(再開：午前10時30分)

再開します。

先ほど、総務教育民生常任委員会、並びに産業建設常任委員会を開催し、本定例会で付託をしておりました意見書についての報告がありました。

まず、総務教育民生常任委員会からは、日本政府が核兵器禁止条約の交渉に参加し、条約実現に真剣に努力するよう求める意見書、ビキニ核被災事件について、日本政府は保管していた資料に基づき、全国の元乗組員の実態調査を行い、必要な救済措置を講ずることを求める意見書、協同労働の共同組合法（仮称）の速やかな制定に関する意見書の3つの意見書については採択、次に、産業建設常任委員会からは、農業者戸別所得補償制度の復活を求める意見書については、不採択との報告がありました。

ここで、お諮りします。

これらの意見書について、高島俊彦君他4名から発議第12号が、武山裕一君他4名から発議第13号が福島登君、他3名から発議第14号が、それぞれ提出されました。

これらについてを日程に追加し、発議第12号を追加日程第

1、発議第13号を追加日程第2、発議第14号を追加日程第3として、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

(自席より、発議の号と提出者が違うと発言あり。)

暫時、休憩します。

(提出者確認のため休憩)

再開します。

もとい、ここで、お諮りします。

これらの意見書について、高島俊彦君他4名から発議第12号が、武山裕一君他4名から発議第13号が、福島登君他3名から発議第14号がそれぞれ提出されました。

これらについてを日程に追加し、発議第12号を追加日程第1、発議第13号を追加日程第2、発議第14号を追加日程第3として、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

異議なしと認めます。

よって、さよう決しました。

暫時、休憩します。

追加日程第1、発議第12号、日本政府が核兵器禁止条約の交渉に参加し、条約実現に真剣に努力するよう求める意見書の件を

議題とします。

提出者の説明を求めます。

3 番議員	<p>3 番、高島俊彦君。</p> <p>(高島 俊彦議員)</p> <p>発議第 1 2 号、日本政府が核兵器禁止条約の交渉に参加し、条約実現に真剣に努力するよう求める意見書について、本議案を別案のとおり議会会議規則第 1 4 条の規定により、議会に提出する。本日提出であります。</p> <p>提出者は私、高島俊彦、賛成者は、福島登、武山裕一、小野正路、今宮裕明の各議員であります。</p> <p>本件は、平成 2 9 年第 2 回定例会において、東洋町議会に意見書採択の要請があり、総務教育民生常任委員会に付託されたものであります。</p> <p>本日、6 月 1 9 日に委員会を開催し、慎重に審議した結果、採択すべきと決しましたので、意見書を提出するものであります。</p> <p>趣旨説明をいたします。</p> <p>昨年 1 2 月、第 7 1 回国連総会の全体会合で核兵器禁止条約について、交渉する国連の会議を 2 0 1 7 年に招集する決議が多数で採決され、3 月にニューヨークで開催された国連会議では、議長が 7 月 7 日までに、核兵器禁止条約案の採択を目指すと述べました。被爆者は、この間国際政治の場で自らの体験を語り、核兵器の非人道性、核爆発の凄まじさ、その悲惨さは世界の共通認識として市民社会の諸国政府の共同で条約作りが進められ、人道的な見地から核兵器を違法化し、保有、使用、開発などを広く禁止するという点で大筋の一致がなされ、第 2 会期の終わる 7 月 7 日には条約を採択したいと議長の強い決意が</p>
-------	--

議長	<p>表明されました。</p> <p>しかし、残念ながら日本政府は3月の国連会議の交渉への不参加を表明しました。国際社会の核兵器廃絶に向けた大きな流れのなかで、日本は世界で唯一の戦争被爆国として、その役割を果たすことが世界から求められています。日本政府は6、7月にニューヨークの国連本部で開催される交渉会議へ参加し、核兵器禁止条約実現に向けた努力をすることを求め、地方自治法第99条の規定により、内閣総理大臣他、議長、大臣に意見書を提出するものであります。</p> <p>なお、意見書案についてはお手元に配布してありますので、ご参考いただき、ご審議をお願いいたします。</p> <p>以上で趣旨説明を終わります。</p> <p>(今宮 裕明議長)</p> <p>提出者の説明が終わりましたので、ここでお諮りします。</p> <p>本件については、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、これにご異議ありませんか。</p> <p>(自席より、なしと発言あり。)</p> <p>異議なしと認めます。よって、さよう決しました。</p> <p>これより、発議第12号、日本政府が核兵器禁止条約の交渉に参加し、条約実現に真剣に努力するよう求める意見書の件を挙手により採決します。</p> <p>本案は、意見書案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。</p> <p>挙手全員であります。</p> <p>よって、本案は意見書案のとおり採択することに決定しまし</p>
----	--

<p>5 番議員</p>	<p>た。</p> <p>追加日程第 2、発議第 1 3 号、ビキニ核被災事件について、日本政府は保管していた資料に基づき、全国の元乗組員の実態調査を行い、必要な救済措置を講ずることを求める意見書の件を議題とします。</p> <p>提出者の説明を求めます。</p> <p>5 番、武山裕一君。</p> <p>(武山 裕一議員)</p> <p>発議第 1 3 号、ビキニ核被災事件について、日本政府は保管していた資料に基づき、全国の元乗組員の実態調査を行い、必要な救済措置を講ずることを求める意見書について、本議案を別案のとおり議会会議規則第 1 4 条の規定により、議会に提出する。本日提出であります。</p> <p>提出者は私、武山裕一、賛成者は、今宮裕明、小野正路、福島登、高島俊彦の各議員であります。</p> <p>本件は、平成 2 9 年第 2 回定例会において、東洋町議会に意見書採択の要請があり、総務教育民生常任委員会に付託され、継続審査としたものであります。本日、6 月 1 9 日に委員会を開催し、慎重に審議した結果、採択すべきと決しましたので、意見書を提出するものであります。</p> <p>趣旨説明いたします。</p> <p>1 9 5 4 年 3 月 1 日からマーシャル諸島ビキニ環礁で開始された米国の水爆実験で、第五福竜丸の他約 1 千隻に及ぶ被災船がいることが明らかになっています。日米両政府は、水爆実験</p>
--------------	--

による被災船や乗組員の被災状況を調査し、対策を講ずることなく、政治決着しました。以来、60余年にわたり被災したマグロ船や貨物船の乗組員に対する救済措置は放置されてきました。

厚労省は、保管していた元マグロ船員やマグロ船の被災資料を開示し、関係都道府県並びに漁協組合などと連絡を取り、全国の元乗組員の実態調査を直ちに行うこと、高知県では2015年から県内3ヶ所で元乗組員の健康調査並びに内部被ばくに関する研究報告会を行っています。

高知県が開催した、ビキニ環礁水爆実験の健康影響に関する健康等相談会で、広島大学原爆放射線医科学研究所のチームが漁船員の歯や血液解析から核被災を解釈する研究報告をされています。こうした科学的知見を政府として積極的に受け止め、政府が保管している当時の被災船と乗組員の実態調査を関係都道府県と協力して行うと共に、一日も早い被災漁船員に対する救済措置を講ずる施策を求め、地方自治法第99条の規定により、内閣総理大臣他、議長、大臣に意見書を提出するものであります。

なお、意見書案についてはお手元に配布してありますので、ご参考いただき、ご審議をお願いします。

以上で、趣旨説明を終わります。

(今宮 裕明議長)

提出者の説明が終わりましたので、ここでお諮りします。

本件については、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

議長

<p>1 番議員</p>	<p>(自席より、なしと発言あり。)</p> <p>異議なしと認めます。よって、さよう決しました。</p> <p>これより、発議第 1 3 号、ビキニ核被災事件について、日本政府は保管していた資料に基づき、全国の元乗組員の実態調査を行い、必要な救済措置を講ずることを求める意見書の件を挙手により採決します。</p> <p>本案は、意見書案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。</p> <p>挙手全員であります。</p> <p>よって、本案は意見書案のとおり採択することに決定しました。</p> <p>追加日程第 3、発議第 1 4 号、協同労働の協同組合法(仮称)の速やかな制定に関する意見書の件を議題とします。</p> <p>提出者の説明を求めます。</p> <p>1 番、福島登君。</p> <p>(福島 登議員)</p> <p>発議第 1 4 号、協同労働の共同組合法(仮称)の速やかな制定に関する意見書について、本議案を別案のとおり、議会会議規則第 1 4 条の規定により、議会に提出する。本日提出であります。</p> <p>提出者は、私、福島登、賛成者は、武山裕一、今宮裕明、小野正路の各議員であります。</p> <p>本件は、平成 2 9 年第 2 回定例会において、東洋町議会に意見書採択の要請があり、総務教育民生常任委員会に付託された</p>
--------------	---

ものであります。

本日、6月19日に委員会を開催し、慎重に審査した結果、採択すべきと決しましたので、意見書を提出するものであります。

趣旨説明をいたします。

今、地域の様々な問題を解決するに当たっては、行政だけでなく、住民自身の力に大きな期待がかかっている。

このような中、協同労働の協同組合は、組合に参加する人すべてが共同で出資し、共同で経営し、共同で働く形をとっており、働くことを通じて、人と人のつながりを取り戻し、地域の再生を目指す活動を続けている。

ワーカーズコープ、ワーカーズコレクティブ、農村女性ワーカーズ、障害者団体など、共同労働という新しい働き方を求めている団体や人々は、国内で併せて10万人以上存在すると言われている。その事業内容は、介護、福祉サービスや子育て支援、清掃請負、オフィスビルの総合管理など幅広く、また、男性や女性、高齢者が集まって働きやすい職場を自分たちで作っており、多様な働き方の1つとして期待されている。

よって、国会及び政府に対し、誰もが仕事を通じて安心と豊かさを実感できる地域社会の形成に貢献できるようにするとともに、様々な人々に社会に参加する道を開くための制度として、共同労働の共同組合法（仮称）を速やかに制定するよう強く要請し、地方自治法第99条の規定により、内閣総理大臣他、議長、大臣に意見書を提出するものであります。

なお、意見書案についてはお手元に配布しておりますので、ご参照いただき、ご審議のほどよろしくお願いいたします。



議長

(今宮 裕明議長)

提出者の説明が終わりましたので、ここでお諮りします。

本件については、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

これより、発議第14号、共同労働の共同組合法（仮称）の速やかな制定に関する意見書の件を挙手により採決します。

本案は、意見書案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、本案は意見書案のとおり採択することに決定しました。

日程第14、議員派遣についての件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、議会会議規則第128条の規定により、お手元に配布したとおり、平成29年7月20日、県民文化ホールにおいて、市町村議会議員研修、並びに、平成29年8月30日、JA馬路村において、安芸郡町村議会議員等研修会に、それぞれ議員派遣したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

日程第15、閉会中の継続審査、調査の申出についての件を議題とします。

お手元に配布してある申出書のとおり、各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、閉会中の継続審査、調査の申出がありました。

ここで、お諮りします。

それぞれの委員長からの申出により、閉会中の継続審査、調査に付することに、ご異議ありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

日程第16、一般質問を行います。

質問時間は、1人40分以内、答弁時間も40分以内とし、一問一答方式で行います。

なお、質問の際には、一般質問通告書の内容以外は認めず、また、質問は1問につき3回まで認めますが、再問は執行部からの答弁に対する質問とすることとします。

次に、議会会議規則第64条の2の規定により、執行部は議員の質問に対し、反問できますので、反問する場合は、反問しますと発言のうえ、挙手願います。

質問の通告が5名ありました。

初めに、平山照生君、件名は、津波被害を町民に周知徹底させる件について他1件であります。答弁者は、町長、総務課長他となっております。

平山照生君、質問を始めてください。

2番議員

(平山 照生議員)

質問の件名、津波被害を町民に周知徹底させる件ほか。

経験則を災害予測に当てはめる場合は、過去の最も大きい災害を基準にすることである。

宮城県女川町女川浜の清水地区は、東日本大震災による津波の被害で多くの犠牲が出ました。

地区の人々は、昭和三陸津波で清水地区が津波で壊滅状態になったと聞かされていました。

その後、27年後の1960年のチリ地震津波では浸水を免れた経験をしておりました。

そのため、津波により過去に甚大な被害を受けているにも関わらず、直近のチリ地震の事例が地区の人たちの津波に対する被害を過小評価することとなり、今回への被害発生要因となった。

生き残った住民は口々に想定外だったと言ったという。

我々人類は過去の災害は特別であって、そのようなことはこの次は起こらないと考えるようであります。また、直近の事例を判断材料として、都合の良いように判断するようであります。

女川町の災害を教訓とし、東洋町から悲惨な津波被害を出さないために、次のとおり質問します。

まず、東洋町甲浦中町地区では先の南海地震による津波の影響で3階建て旅館の2階まで浸水したと聞きます。

先ほどの女川町の事例を当てはめると、今後、発生する地震による津波では同程度以上の被害を受けることが当然と考えなければなりません。

	<p>その場合、中町、甲浦東地区一帯の家屋のほとんどが完全に浸水し、ほぼ全滅することとなり、白浜、小池、河内地区も同様です。つまりは、甲浦のほとんどの地区が壊滅状態のなるということである。</p> <p>町は、このような想定をどのように受け止め、どのような対策を考えておられるのかお聞きします。</p>
<p>議長</p>	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>大坪総務課長。</p>
<p>総務課長</p>	<p>(大坪 靖幸総務課長)</p> <p>平山議員にお答えします。</p> <p>本町では、平成24年度に高知県が発表しました津波浸水想定に基づきまして、特に津波避難場所の高さ設定などを見直し、新たな整備あるいは再整備を進めてきたところであります。</p> <p>県の想定では最大クラスの地震が発生した場合、甲浦地区には最大19メートルの津波が押し寄せることが想定されています。30センチメートルの津波到達時間も最短で5分と短く、迅速な避難が必要であります。</p> <p>本町では各地区が指定した避難場所へ通じる避難路整備とともに夜間に備えた誘導灯の整備、また、避難タワーなどのハード整備のほか、家具転倒防止対策や木造住宅耐震など、まずは災害から命を守る対策に重点を置いて実施して参りました。</p> <p>また、その対策と並行しまして、防災備蓄倉庫を整備し、災害時を想定した防災資機材などの備蓄も準備、進めておりま</p>

	<p>す。</p> <p>また、避難所での生活が長期化することも想定されるため、今年度から避難所運営マニュアルの策定に着手し、災害時の命を繋ぐ対策も進めて参ります。今後も引き続き、国、県の補助金を活用しながら防災対策を進めて参りたいと考えております。</p>
<p>議長</p>	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>2番、平山照生君。</p>
<p>2番議員</p>	<p>(平山 照生議員)</p> <p>質問が漠然として、課長も答えにくいと思いますが、よろしくをお願いします。</p> <p>次の質問に入ります。</p> <p>町は大規模な津波など非常事態が発生すると予想されるとき、また継続するときに備えて、非常事態を町民に知らせる警報を現在備えているかどうか。</p> <p>東日本大震災の津波を記録した現地でのビデオでは、この警報がずっと鳴りっぱなしで、町民の方に警報を鳴らして危機をずっと告げておりました。また、実際にこれらを鳴らした訓練をしたことがあるかお聞きします。</p>
<p>議長</p>	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>大坪総務課長。</p>
<p>総務課長</p>	<p>(大坪 靖幸総務課長)</p>

	<p>平山議員にお答えします。</p> <p>現在、本町では通信衛星に接続されました防災行政無線を自動で起動させ、地震や津波などの緊急情報を住民に瞬時に伝達することができる全国瞬時警報システム、通称 Jアラートを整備してございます。この他、気象庁が配信します緊急地震速報が携帯電話のメールに届くことによりまして、地震や津波などの必要な情報を事前に知ることが可能となっております。</p> <p>また、訓練につきましては、町内全域を対象に全国瞬時警報システムなどを利用いたしまして、防災避難訓練を1年に1度実施してきているところでございます。ちなみに、去年は10月の23日に実施しまして、参加者は約500人となっております。</p> <p>また、このシステムの動作確認も1年に2回実施しております。毎年度9月の防災週間に合わせて実施しておりました津波避難訓練等については、今年度、29年度は11月の5日の世界の津波の日に合わせて訓練を実施する予定でございます。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>2番、平山照生君。</p>
2番議員	<p>(平山 照生議員)</p> <p>次の質問に入ります。</p> <p>女川町の津波被害については、被害想定についての過小評価にも原因がありますが、より被害が大きくなったのは、一旦避難した方々が、津波到達が遅れたため津波を見に行つて被害に遭遇したためと聞かされました。</p>

	<p>そこで、東洋町は津波の状態を観測するため、少なくとも野根、生見、甲浦に津波監視カメラを設置し、防災拠点から操作することで海岸に近づくことなくリアルタイムで津波状況を住民に知らすことができるが、早期に設置する考えはありませんか。ちなみに、被災地はすでに設置していたり、順次設置しようとしています。</p>
<p>議長</p>	<p>(今宮 裕明議長) 大坪総務課長。</p>
<p>総務課長</p>	<p>(大坪 靖幸総務課長) 平山議員にお答えします。 東日本大震災では、津波の様子を確認するために海岸に近づいた消防団員等が津波被害にあったことによりまして、多くの犠牲者が出たことを受け、津波の監視についてはシステムに頼らざるを得ないとは考えておりますが、まず、こういった被害をなくすために津波に対する啓発活動にも引き続き取り組んで参りたいと考えております。 津波監視カメラの設置についてですが、まずは本年度本町の災害時の防災拠点となる地域防災センターを建設し、その施設を利用しながら監視カメラの整備について、設置場所の検証や有利な補助事業を検討して参りたいと考えております。</p>
<p>議長</p>	<p>(今宮 裕明議長) 2番、平山照生君。</p>

2 番議員	<p>(平山 照生議員)</p> <p>被災地は、あまりにも被災規模が大きく、現地を訪れなければ言葉では表せないほど壊滅的なひどい状態でした。被災地を視察中の移動バスの中では、津波が凄まじい勢いで現地の都市を飲み込んでいる様子が映し出される映像を何本か見ました。</p> <p>東洋町では、このような報道されていない悲惨な津波の恐ろしさを映し出す生の映像を入手し、何もかも破壊していく津波に対する怖さ、対策などを住民に伝えていく考えはありませんか。ちなみに、バスの中のガイドさんでは、その DVD は配布しても良いと言っておりました。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>大坪総務課長。</p>
総務課長	<p>(大坪 靖幸総務課長)</p> <p>平山議員にお答えします。</p> <p>津波の映像につきましては、宮城県内の放送局が製作した東日本大震災の映像記録を基に作成された DVD が現在役場にございますので、申出ていただけましたら貸出しの方も可能となっております。</p> <p>現在、学校の防災教育では津波に関する授業をこの東日本大震災の津波の映像をもって行われております。</p> <p>このように、自主防災組織の会合などで、津波に備えるための啓発活動の一環としまして、視聴できる機会を設けて参りたいと考えております。</p>



議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>2番、平山照生君。</p>
2番議員	<p>(平山 照生議員)</p> <p>映像ですが、編集された映像より生の、現地の方々がその時に撮った映像の方が緊迫感も実際鑑みて良いとは思っていますので、町も検討をお願いします。</p> <p>次の質問に入ります。</p> <p>野根川の桜祭り会場、国道55号線から同493号線に入り300メートルくらい上流に行った野根川河川敷ですが、そこでは毎年桜の咲くシーズンになると県内外の花見客が集まり、観光地の様相を呈しています。</p> <p>今年も例外ではなく、年々その知名度が上がっているように感じられます。その中で、今年気がついた点は、祭りのイベント用ちょうちんが多く破損して、祭りを支える脇役としての値打ちが下がっていることです。</p> <p>毎年多くの人々が楽しみにしているこの場所です。町もちょうちん購入に協力してはどうか。また、ちょうちんに限らずライトアップなども考えてもらっても良いとは思っています。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>蛭子住民課長。</p>
住民課長	<p>(蛭子 浩久住民課長)</p> <p>平山議員の質問にお答えをいたします。</p> <p>現在、野根川桜祭りや提灯等の管理は、野根川清流保全協議</p>

	<p>会が実施しているところでございます。が、近年ちょうちん等の破損が目立ってきております。今年、ぼんぼりのみの設置となっております。</p> <p>この件について、当協議会ですでに検討を行っておりまして、現行のちょうちんを修理や追加購入し、継続していくことは設営及び管理面等の負担を考えますと難しいように思います。</p> <p>ちょうちんに代わる案としまして、投光器等によりライトアップする方法が考えられております。いずれにしましても、今後、等協議会で協議を重ねて一定の方向を出していきたいと考えております。</p> <p>よろしく申し上げます。</p> <p>(今宮 裕明議長)</p> <p>2番、平山照生君。</p> <p>(平山 照生議員)</p> <p>よろしく申し上げます。これで、私の質問を終わります。</p> <p>(今宮 裕明議長)</p> <p>平山照生君の質問が終わりました。</p> <p>続いて、福島登君の質問を許します。</p> <p>件名は、災害復興の町づくり対策について他2件であります。答弁者は、町長、教育長、課長となっております。</p> <p>福島登君、質問を始めてください。</p>
議長	
2番議員	
議長	

1 番議員	<p>(福島 登議員)</p> <p>できる限り簡潔にしたいと思いますので、皆さまのご協力を よろしく申し上げます。</p> <p>1 つ目の質問です。</p> <p>災害復興の町づくり対策についてでございます。</p> <p>議会初日に今宮議長からの報告にもありましたとおり、先 日、東北地方復興状況調査では被災後の復興に向けた町づくり 計画に対しての復興状況を調査することが大きなテーマであ ったことから、次の点をお聞きしたいと思います。</p> <p>1 つ目、被災した東北地方の沿岸部の低地のほとんどは災害 危険区域に指定されており、本町でも同様のことが考えられる が、このことを想定した取組について、まず、お聞きをいたし ます。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>伊吹産業建設課長。</p>
産業建設課長	<p>(伊吹 真貴博産業建設課長)</p> <p>福島議員の質問にお答えいたします。</p> <p>大震災を想定した取組みについては、平成 2 8 年度に高知県 震災復興都市計画地区別訓練として、本町では都市計画区域で ある甲浦地区を被害想定をして、平成 2 9 年 1 月 3 1 日に訓練 を実施しております。</p> <p>その取組み内容につきましては、大震災発生後の迅速な都市 の復興を目的として、発災後の被災調査から建築制限、都市決 定これにつきましては、土地区画整理などまでの行動手順、復</p>

<p>議長</p>	<p>興町作りの計画の策定方法、それと事前の準備についての整理などです。また、県市町村職員連携による復興体制の強化や復興町作りを進める職員の対応力向上など、訓練結果の課題等を踏まえた手引書を現在、策定中です。</p> <p>私からは以上です。</p> <p>(今宮 裕明議長)</p> <p>1 番、福島登君。</p>
<p>1 番議員</p>	<p>(福島 登議員)</p> <p>先ほど、課長答弁の中にもございましたが、建築基準法 39 条に基づく災害危険区域の指定ですが、これはどのような手続き、一部説明はありましたが、どのような手続きにより行われて、その指定によってですね、土地利用に関してどのような制限が設けられるのかお聞きしたいと思います。</p>
<p>議長</p>	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>伊吹産業建設課長。</p>
<p>産業建設課長</p>	<p>(伊吹 真貴博産業建設課長)</p> <p>再問にお答えいたします。</p> <p>まず、建築制限についてですが、被災された民家と住宅が勝手に建設されないように、いつからいつまでの期間は建築ができませんということで制限をかけます。</p> <p>その中で、道路とかそういう公共施設を主に復興をいたしまして、その後に住宅とかというのを建設するようになります。</p>

	<p>大まかな内容で申し訳ないですけども、そういう形で制限をかけていきます。</p> <p>よろしく願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>1 番、福島登君。</p>
<p>1 番議員</p>	<p>(福島 登議員)</p> <p>再問です。</p> <p>国はですね、津波被災地域における土地利用に関するガイドラインというのを設けておりますが、東洋町ではですね、津波危険区域に関する条例はまだ制定されてないかどうか、そのことについて、お聞きをいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>松延町長。</p>
<p>町長</p>	<p>(松延 宏幸町長)</p> <p>ご質問のですね、条例というところまでは整備はされておられません。が、ですね、東洋町では、地域防災計画というのがございまして、その中で緊急対応を含めまして今後取組むべき事業でありますとか、すべて網羅しているというふうに考えておりますので、また条例ではございませんが、防災計画の中でちゃんとしておりますので、ご理解のほどよろしくお願い致します。</p> <p>(自席より、残念ながらいと発言あり。)</p>

<p>議長</p>	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>1 番、福島登君。</p>
<p>1 番議員</p>	<p>(福島 登議員)</p> <p>そうですね、色んなハード面、ソフト面が進んでおります。この被災後の土地利用についても色んな計画を立てていかないかんとしますので、忙しい中でも、ぜひ、発災時には必ず必要になりますので、進めていただきたいと思います。</p> <p>それでは、次の質問に移ります。</p> <p>これも少し大きな質問の範囲になるかと思いますが、南海トラフ地震が発生した場合、まず、復旧復興に取り組むべきことについて、執行部の考えをお聞きいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>大坪総務課長。</p>
<p>総務課長</p>	<p>(大坪 靖幸総務課長)</p> <p>福島議員のご質問にお答えします。</p> <p>4月に東北地方の復興状況調査に、本町防災担当も同行させていただいておりまして、災害から6年経過しているものの、女川町や東松島市のように復興が目に見えて進んでいるところもあれば、陸前高田市や南三陸町のように、まだまだ整備に時間を要するところもあったと報告を受けております。</p> <p>本町におきましても、南海トラフ地震が発生した場合の被害想定を考えますと、完全復興までの道のりは中々厳しいことが</p>

	<p>想定されていますが、いざ被害を受けた場合には、まずは東洋町応急機能配置計画に基づきまして、避難所や医療救護所の開設をはじめ、上下水道や電力、通信設備、応急仮設住宅の設備など、生活に欠かせないライフラインの早期普及を目指して指定公共機関と協力しながら最低限の生活の確保に取り組みたいと考えております。</p> <p>また、復興への取組みといたしましては、先ほど産業建設課長の方からお話がありましたが、復興町づくり計画を策定することにより、新たな町作りの推進に取り組みたいと考えております。</p> <p>お願いします。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>1番、福島登君。</p>
1番議員	<p>(福島 登議員)</p> <p>次の質問に移ります。</p> <p>避難所運営マニュアル策定についてでございます。</p> <p>今年度から、避難所運営マニュアルの策定に取り組まれるとお聞きをいたしておりますが、このことについて、次の点をお聞きします。</p> <p>1つ目は、避難所運営には、各避難所に避難すると想定される住民や各自主防災の代表、その他地域の防災関係者の協力が不可欠と考えますが、この方々の意見などを取り入れて避難所運営マニュアルを策定する必要があると思います。</p> <p>どのようなメンバーで、組織で策定するお考えかお聞きをい</p>

<p>議長</p>	<p>たします。</p> <p>(今宮 裕明議長)</p> <p>大坪総務課長。</p>
<p>総務課長</p>	<p>(大坪 靖幸総務課長)</p> <p>福島議員にお答えします。</p> <p>避難所運営マニュアルについては、県補助金を活用しまして、発生頻度の高い地震で津波浸水市内想定である町内16ヶ所の避難所を対象に、順次策定を進めて参りたいと考えております。</p> <p>今年度は、甲浦小学校及び野根地区防災活動拠点施設のマニュアル策定を実施することとしておりまして、これらをモデルに残り14ヶ所の避難所の運営マニュアルも順次策定して参りたいと考えております。</p> <p>策定にあたりましては、災害時に運営に関わっていくこととなります各地区の自主防災組織を始め、消防団や関係機関とともに検討会を立ち上げまして、学習会や避難所運営訓練を実施するなど、災害意識を共有して策定していきたいと考えております。</p>
<p>議長</p>	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>1番、福島登君。</p>
<p>1番議員</p>	<p>(福島 登議員)</p> <p>再問です。</p>



	<p>この避難所についてですね、障害者や高齢者の避難場所として地域福祉センターが指定されているということをお聞きしております。</p> <p>各避難場所の運営マニュアルの策定に際してもですね、この障害者や高齢者の福祉に携わっている社会福祉協議会との連携も求めたいと思います。</p> <p>次にですね、この、制定までの、急がれると思うんですが、どれくらいのスケジュールでお考えかということをお聞きします。</p> <p>(自席より、2問目です、失礼しましたと発言あり。)</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>大坪総務課長。</p>
総務課長	<p>(大坪 靖幸総務課長)</p> <p>福島議員にお答えします。</p> <p>先ほどの避難所運営マニュアルの件ですけれども、福祉センターとも連携を図りながら作成は進めて参りたいと考えております。</p> <p>それと、策定までのスケジュールですけど、今年度につきましては、マニュアル策定委託業者を選定いたしまして、検討会や学習会、運営訓練を実施しまして、来年2月末を目途に完了となる見込みでございます。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>1番、福島登君。</p>

<p>1 番議員</p>	<p>(福島 登議員)</p> <p>避難タワー、避難道の設置、家屋の耐震補強、家具転倒防止などは命を救う取組みとして大変重要です。今後はですね、これらの取組みをさらに進めるとともにですね、避難所の運営や備蓄といった命を繋ぐ取組みを進めて行かなければならないと考えております。</p> <p>東北の震災においても、十分とはいえずとも備えていた地域では大切な命が救われ、その助かった命が繋がる事例はたくさんございます。我々はその教訓を今後の防災に向け、真剣に取り組まなければならないことを訴えて、次の質問に移りたいと思います。</p> <p>3つ目の質問です。</p> <p>マイナンバー制度についてでございます。</p> <p>昨年6月の議会でマイナンバーカード申込み状況と、手続きにおける利用状況等についてお聞きをしましたが、その後の申請や利用状況について、次のことを聞きたいと思います。</p> <p>1つ目は、現時点での申請や利用状況についてお聞きをいたします。</p> <p>よろしく申し上げます。</p>
<p>議長</p>	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>築地住民課長補佐。</p>
<p>住民課長補佐</p>	<p>(築地 仲音住民課長補佐)</p> <p>福島議員のご質問にお答えいたします。</p>

	<p>5月31日現在のマイナンバーカードの申請件数は216件で、交付件数は171件となっております。</p> <p>利用状況については、窓口での本人確認の際に国、もしくは地方公共団体の機関が発行した免許証をお持ちでない方などもマイナンバーカードを本人確認書類として現在も利用していただいている状況でございます。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>1番、福島登君。</p>
1番議員	<p>(福島 登議員)</p> <p>次の質問に移ります。</p> <p>昨年6月議会で申請の促進策としてですね、役場で無料写真撮影をするサービスを考えがないか問うたところ、無料写真撮影を行う方向で検討するとの執行部答弁であったと思いますが、その後の対応についてお聞きをいたします。</p>
1番議員	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>築地住民課長補佐。</p>
住民課長補佐	<p>(築地 仲音住民課長補佐)</p> <p>福島議員のご質問にお答えいたします。</p> <p>インスタントカメラなど簡単な方法で対応できないかと個人番号センターに問い合わせをしたところ、ポラロイドやチェキなどのインスタントカメラで撮られた写真での申請は、すべてを受付不可にすることはないが、あまり簡易的なカメラでの</p>

	<p>使用はお勧めできませんとの回答でございました。</p> <p>今後、マイナンバーカードの普及活動の必要性が出てくるようであれば、タブレットやモバイルルーターを利用し、写真撮影をしたうえでオンライン申請までのお手伝いをする方法もございますので、動向を見ながら検討していきたいと考えております。</p>
<p>議長</p>	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>1 番、福島登君。</p>
<p>1 番議員</p>	<p>(福島 登議員)</p> <p>私が申請した際に使用した写真はですね、デジタルカメラで撮影して、個人用の簡易なプリンターで印刷した撮影を使用したことがあります。それでも十分に見えるし確認もできるとおもいますので、今もご答弁がありましたように、色んなやり方を検討していただいて、申請促進、特に高齢者の方々の申請促進の方にぜひ、努めていただきたいと思います。</p> <p>私の質問はこれで終わります。ありがとうございました。</p>
<p>議長</p>	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>ここで、昼食のため休憩をします。</p> <p>再開は13時30分でお願いします。</p> <p>(休憩時間：午前11時25分)</p> <p>(再開時間：午後1時30分)</p>

	<p>休憩前に引き続き、会議を開きます。</p> <p>続いて、西岡尚宏君の質問を許します。</p> <p>件名は、被災後の一次産業の支援について他2件であります。答弁者は、町長、副町長、課長、課長補佐となっております。</p> <p>西岡尚宏君、質問を始めてください。</p>
8 番議員	<p>(西岡 尚宏議員)</p> <p>それでは、一般質問をやらせていただきます。</p> <p>南海地震被災後の一次産業の支援策について。</p> <p>東北地方の視察では、壊滅的な被害を受けた漁港も改修され、漁業も再開し、田や畑は除塩作業も終了し、少しずつではあるが、農業も再開されています。</p> <p>東北地方のような大災害が起こった場合、本町の基幹産業である漁業や農業が被害を受けた場合の支援策は考えているのかお聞きします。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>伊吹産業建設課長。</p>
産業建設課長	<p>(伊吹 真貴博産業建設課長)</p> <p>西岡議員の質問にお答えいたします。</p> <p>私の方からはですね、今ある現在の支援策について、お答えをいたします。</p> <p>被災後の一次産業への支援策についてですが、現在、農業では基盤整備に係る農道や水路、共同施設、農地災害の災害復旧</p>

	<p>などの支援はあります。</p> <p>また、漁業につきましては、漁港や漁協等の施設など共同施設に対しての災害復旧の支援はありますが、個人が所有する船舶や漁網、農業機械などに対しては、貸付金に対する利子補給制度しかございません。</p> <p>また、政府の方針としては、自然災害による損失は被災者自らの責任で対処するべきであり、私有財産、自己責任の原則の下で被災者自立復興も自助努力によるべきものであるとしています。ですので、個人への災害支援策については、現時点ではこれ以外にはありませんのでよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>8番、西岡尚宏君。</p>
8番議員	<p>(西岡 尚宏議員)</p> <p>今、課長の答弁にありましたが、個人への何はできないという、それは法律でありますけど、結局、大災害の場合は、国からの指示を受けてそういうこともできるんじゃないですか。今度の東北なんかにしたら、そういうのはあると思うんですね。そういうのをやはり、普段の自然災害とかそういうのにも適用できるような、町で何かそういう、少しでも良いから助けになるようなものを考えてやってもらえたらと思います。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>松延町長。</p>

町長	<p>(松延 宏幸町長)</p> <p>お答えいたします。</p> <p>基本的にはですね、災害でも東日本大震災でも同じでございますが、個人への支援というのはないということでございます。</p> <p>6年前にですね、そういったことを踏まえて町も色々、県、国とも相談をしてきたわけですが、貸付金の制度しかないということでございます。</p> <p>今、言われておられるのは、多分被災状況後のですね、基本的なハード的なものについては災害対策基本法などによりまして色んな法律がございますので、国の支援に頼らざるを得ないというような状況でございます。</p> <p>その後の個々のですね、支援ということになれば、自治体がどれくらいの財源があるのかということにもなってきます。とりあえず今の災害では貸付制度しかないということをお県のほうからも確認しております。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>8番、西岡尚宏君。</p>
8番議員	<p>(西岡 尚宏議員)</p> <p>今の町長の答弁で、そういうのしかないというのでは仕方がないんですが、できればそういう方向が何かあればまた考えてやって欲しいと思います。</p> <p>それでは、2番目の質問に移りたいと思います。</p>

<p>議長</p>	<p>甲浦、銀杏保育園の高台移転について、前年度、甲浦保育園と銀杏保育園の高台移転先について検討しているが、その結果を受けて、今後、どのように取組んでいくのかお聞きします。</p> <p>(今宮 裕明議長)</p> <p>蛭子住民課長。</p>
<p>住民課長</p>	<p>(蛭子 浩久住民課長)</p> <p>西岡議員の質問にお答えをいたします。</p> <p>平成27年度に保育園の高台移転等について、検討を行っておりますが、候補地がいずれも民有地でありますことから慎重に検討をしていかなければならないと考えております。</p> <p>現在のところ、防災センターや避難路等の整備を優先して実施していることもありまして、具体的な取組については、今後の検討課題となっております。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>8番、西岡尚宏君。</p>
<p>8番議員</p>	<p>(西岡 尚宏議員)</p> <p>今後の検討課題ということですので、子どもはやはり町の財産ですので、1日も早い実現をよろしく願いいたします。</p> <p>それでは、第3の質問に入ります。</p> <p>甲浦港にある公園と言って良いのかどうかちょっと難しいんですが、公園の管理について。</p>



<p>議長</p>	<p>甲浦港浅宇津の町土場の一角に公園があるが、中には甲浦未来会が設置した碑があり、ベンチやテーブルなども設置されているが、現在は草が生い茂り、碑の前にはレンガが散乱し、木製のベンチは腐り、大きな石も積み上げられ、とても公園として使えるような状況にありません。</p> <p>ここは公園なのか、公園なら管理はどうなっているのかお聞きします。</p> <p>(今宮 裕明議長)</p> <p>光本副町長。</p>
<p>副町長</p>	<p>(光本 速雄副町長)</p> <p>西岡議員の質問にお答えをいたします。</p> <p>甲浦港にあります公園の管理につきましてですけれども、この公園は、甲浦未来会が設置をしました。</p> <p>年度につきましては、当時の資料がありませんので分かりませんが、碑の設置日から昭和63年頃だと思われます。公園及び碑を設置するということで、町の方に未来会から話がありまして、無料で公共施設に供する目的ということで、甲浦未来会に無料で貸しております。</p> <p>また、甲浦未来会に貸しておりますので、ベンチやテーブル、碑の管理、草刈り等につきましては、甲浦未来会が行うものであります。</p>
<p>議長</p>	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>8番、西岡尚宏君。</p>

8 番議員	<p>(西岡 尚宏議員)</p> <p>今、答弁の中で甲浦未来会に委託というのか、任せてあると聞いたんですが、普通、町の土地とか色んな所は、我々皆が借りてもなんぼかのお金がいると思います。</p> <p>これを、どういうふうなんで、無償でということになっておるんか分かりませんが、ただ、無償なら無償なりにきちつと公園に使えるような整備をしてもらうように、未来会に指導をしていただきたいです。</p> <p>終わります。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>光本副町長。</p>
副町長	<p>(光本 速雄副町長)</p> <p>再問にお答えします。</p> <p>以前より、住民より苦情もありまして、町の職員が草刈りをしたり、ゴミの回収をした経過もあります。去年、平成28年7月には、甲浦未来会が草刈りを実施をしておりますので、今回につきましても草刈り等は甲浦未来会に話しをしましてお願いをしていきたいと思ひます。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>松延町長。</p>
町長	<p>(松延 宏幸町長)</p>

	<p>管理につきましては、先ほどの副町長の答弁のとおりでございますが、補足をいたしますと現在のあそこはですね、町有地でございます、財産管理上の位置付けは、公園としての位置付けはしていないと思います。</p> <p>当然、管理はですね、借りたものは当然しなければならないわけでございますが、これまでもですね、そのような状況があったということで職員が草刈りをしたというような事例もあるわけございまして、管理ができないのであればですね、更地にして戻して欲しいということも私は口頭で要請したこともあるわけでございます。その際にはですね、更地にして戻すというような返答もいただいておりますけれども、なぜか実行はされておられません。町財政が厳しい中ですね、決算審査などでも各種使用料の見直しなど、常に指摘を受けてきているところでございます。</p> <p>町有地としてですね、現在は港湾施設の一部ということもあるわけございまして、他の業者からは1平米なにがしかの負担をお願いしているわけでございますので、そんな点も踏まえまして、今後、港湾施設の一部というところを協調して何らかの対応をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。</p> <p>(今宮 裕明議長)</p> <p>8番、西岡尚宏君。</p> <p>(西岡 尚宏議員)</p> <p>今、副長の答弁の中で草刈りをと言いましたけど、草刈り</p>
議長	
8番議員	

<p>議長</p>	<p>はもちろんのことですが、レンガ、大きな石もあります。いずれにしても砕けるような状態ですので、危なくないようによろしくお願いいたします。</p> <p>(今宮 裕明議長)</p> <p>よろしいですか。</p> <p>西岡尚宏君の質問が終わりました。</p> <p>続いて、田島毅三夫君から通告がありましたが、田島毅三夫君は、地方自治法第135条の規定による出席停止の懲罰を科せられておりますので、本日の会議には出席できないことから、質問をすることはできません。</p> <p>続いて、高島俊彦君の質問を許します。</p> <p>件名は、町道等の改良についてであります。答弁者は、町長他となっております。</p> <p>高島俊彦君、質問を始めてください。</p>
<p>3番議員</p>	<p>(高島 俊彦議員)</p> <p>それでは、私の一般質問を始めさせていただきます。よろしくお願いいたします。</p> <p>町道等の改良について、質問いたします。</p> <p>本町の町道等では、道幅が狭く、対向車が来た時に交わす場所がない所が多数あります。車両での通行の不便さ、事故のことを鑑みると、解決できるところは取組んで行かなければならないと思います。</p> <p>1つ例に挙げれば、甲浦地区の小池橋から小池中橋までの約300メートルの間であります。この町道も現状では、民有</p>

	<p>地に入り、対向車両を交わしております。</p> <p>町長は、このような町道の現状をどのような対策に取り組むか お聞きいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>伊吹産業建設課長。</p>
<p>産業建設課長</p>	<p>(伊吹 真貴博産業建設課長)</p> <p>高島議員の質問にお答えいたします。</p> <p>小池川の町道については、議員指摘のとおり幅員が狭く車の すれ違いが困難であると認識をしております。</p> <p>過去にも小池川の河川区域側への拡幅も検討されてきまし たが、河川の断面を阻害するという事で許可が下りず、断念 をした経緯があります。</p> <p>基本的には都市計画区域でありますので幅員4メートル道 路の規定が設けておられます。建物を建築する場合には道路の 中心から2メートル以上のセットバックをすることになって おりますが、現状は進んでおりません。</p> <p>今後は民有地側への拡幅や待避所を検討していかなければ ならないと考えておりますが、議員が言われるほかにも幅員が 狭く、危険な箇所がございますので、交通量や危険度、また用 地の取得や予算などを総合的に判断をして検討していきたい と考えております。</p> <p>以上です。よろしく申し上げます。</p>
<p>議長</p>	<p>(今宮 裕明議長)</p>

<p>3 番議員</p>	<p>3 番、高畠俊彦君。</p> <p>(高畠 俊彦議員)</p> <p>先ほど例に挙げました、小池川沿いの道であります、署名、陳情の甲斐があり、台風、大水の災害防止策としてかさ上げ工事が今年度から始まるように聞いております。その陳情の際に土木の方にも川の上に一部対向車を交わす場所を作って欲しいこともお願いいたしましたが、川の上に障害物を作るのは現状では難しいというのが最終結論であります。</p> <p>町道のことは、町で考えて欲しいというような話をされておりました。町行政の仕事は、町民のためになる、町民が喜んでくれることが行政の仕事だと私は常々思っております。</p> <p>車両で通行の不便さを感じる場所は、東洋町には数多くあり、解決できない場所の方が多分多いのだと思います。しかしながら、解決できるところは取組んでいかなければならないと私は思っております。どうかよろしくお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>松延町長。</p>
<p>町長</p>	<p>(松延 宏幸町長)</p> <p>高畠議員のですね、おっしゃられていることはごもっともでございますけれども、一般的にですね、町内全体のなかでも現在幅員の狭い町道というのはですね、ほとんどが用地の協力が困難なところが取り残されてきているというふうに認識をしているところでございます。</p>

小池地区の延命寺ですかね、あそこのところも拡幅の話はございましたけれども、用地の協力が得られないということで、場地だけで済んでいるというような状況にもございます。

制度の問題もございますけれども、町としてはですね、この用地の協力さえいただければ何らかの方策で順次、取組んでいきたいとの方針でございますので、ご理解願いたいと思いますが、用地の提供がなければですね、事業は一切しないという町村もあるわけでございまして、事業展開にはですね、用地交渉が7割をしめるというふうにいわれております。

これは、昔からいわれていることでございますが、現在では7割も8割もですね、その比重を占めているというふうに思っております。用地さえ提供していただければ、色んな制度も活用できる、あるいは単独でも取組めるということもございまして、そのような現状をですね、ご理解を願いたいというふうに思っております。

よろしく申し上げます。

議長

(今宮 裕明議長)

3番、高畠俊彦君。

3番議員

(高畠 俊彦議員)

当然、私は再問の中で解決できないところは多分にあると申しました。その中で、解決できる場所について私は、その取組をして欲しいということをお願いしたのでありまして、先ほど町長の答弁のなかでは、提供がなければできないと言っておりましたが、その土地提供をお願いするのも町行政の仕事ではな

	<p>いかと私は思っております。それをしているのであれば、納得いたします。</p> <p>よろしく申し上げます。</p>
<p>議長</p>	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>松延町長。</p>
<p>町長</p>	<p>(松延 宏幸町長)</p> <p>当然にですね、そういう交渉をしながら色んな町道を改良、拡幅やってきておりまして、中々困難なところが残っているというのが現状であります。</p> <p>先ほど申し上げましたように、一切協力がなければしないということではなくて、協力があれば前向きにやっていくという方針に変わりはないということでございますので、協力がなければしないということではございませんが、そういう努力はしてきているつもりでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。</p>
<p>議長</p>	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>高畠俊彦君の質問が終わりました。</p> <p>以上で、本日の議事日程は、すべて、終了しました。</p> <p>これにて、本日の会議を閉じます。</p> <p>これで、平成29年第2回東洋町議会定例会を閉会します。</p> <p>どうも、お疲れさまでした。</p> <p>これにて、議会放送を終了いたします。</p> <p>(閉会時間：午後1時51分)</p>



会議の経過を記載して、その相違ないことを証するために、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員